

## II. 電力システムの分散化と電源投資

### (1) 配電事業制度

#### (a) 背景・目的

前回の中間取りまとめでは、コスト効率化や災害時のレジリエンス向上の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新規参入事業者自らが面的な系統運用を行うニーズが高まっていることを受け、配電系統を維持・運用し、託送供給及び電力量調整供給を行う事業者を配電事業者として位置付けるべきと整理した。また、配電事業者は、参入規制を許可制とするなど一般送配電事業者と同様の規律を課すことを中心としつつ、配電事業の特性に応じた規制内容とすることが適切であるとした。なお、配電事業者の参入時の審査においては、国が事業者の適格性を確認することに加え、社会コストの増大を防ぐ観点から、収益性の高い配電事業エリアが切り出されることによる他のエリアの収支の悪化（いわゆる「クリームスキミング」）が生じないことを確認することも重要であるとした。さらに、配電事業者の新規参入に当たっては、災害時の対応の主体が変わることになるため、配電事業者による需要家や地域への事前説明が丁寧になされるべきと整理した。

これを踏まえ、改正電気事業法では、コスト効率化や地域のレジリエンスを向上させる新たな「配電事業制度」の導入や、配電事業者参入時の許可申請及び許可基準、引継計画の承認、託送供給等約款の届出等が規定された。

配電事業制度は 2022 年 4 月からの制度開始となっており、2020 年 7 月から再開した本小委員会において、計 7 回にわたって議論を重ねた。また、本小委員会以外にも、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合及び制度設計専門会合、経済産業省の電気保安制度ワーキンググループにおいても検討が進められた。さらに、資源エネルギー庁のエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会（ERAB 検討会）においても、地域マイクログリッドの構築や配電事業の実施に向けた課題等について議論を実施した。なお、本小委員会、料金制度専門会合及び制度設計専門会合においては、消費者意見の反映の観点から、消費者団体の代表を委員とともに、消費者庁をオブザーバーとして議論を進めてきた。

本取りまとめでは、本小委員会での議論、第 11 回本小委員会において電力・ガス取引監視等委員会から報告を受けた料金制度専門会合の議論内容、2021 年 5 月 31 日に開催された制度設計専門会合の議論内容を踏まえて、以下のとおり整理を行った。

#### (b) 詳細設計の方向性

##### ①配電事業の導入効果・配電事業の対象設備

配電事業を含む分散グリッドの導入による効果としては、①供給安定性・レジリエンス向上、②電力システムの効率化、③再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進、④地域サービスの向上などが考えられる。

より具体的には、①供給安定性・レジリエンス向上の観点からは、平時は主要系統と接

続しつつ、災害時は配電系統等に接続している再生可能エネルギー電源等の分散型電源を利用し、独立運用を行うことにより配電事業エリア内の需要家に対して電力供給サービスを継続し提供することが可能となる効果や、このようなサービスを一般送配電事業者の設備の譲渡や貸与を受けてより広いエリアで行うことが可能となる効果が期待される。また、②電力システムの効率化や、③再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進の観点からは、低圧事業用の連系申込み等の増加により特別高圧系統の増強等の対策が必要になるケースが出てきている中、一般送配電事業者が他のプラットフォーマーとの連携等により、配電事業ライセンスを活用したデジタル技術による出力制御の高度化や、地域の分散リソースによるローカルフレキシビリティ等を活用した高度な運用を行うことで、設備増強を回避しつつ、再生可能エネルギーの大量導入に貢献することが期待される。さらに、④地域サービスの向上の観点からは、自治体等が出資する「地域新電力」が各地で小売電気事業等の取組を行う中、今後これらの事業者が、配電事業ライセンスを活用することにより、地産地消の取組をより深化させることが期待される。

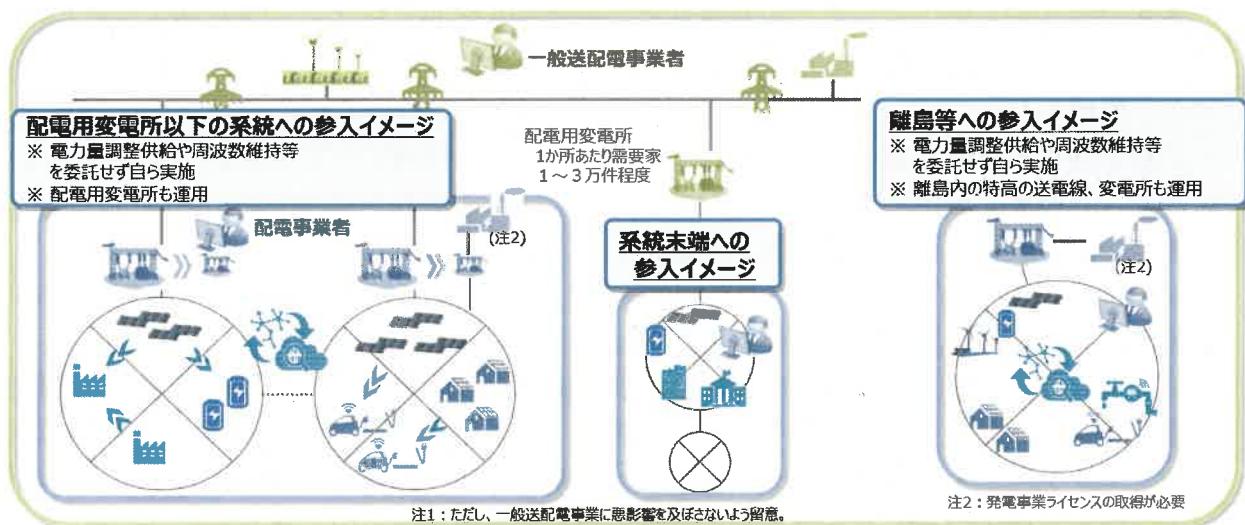


図 12 配電事業者の参入イメージ

配電事業者にこれらの効果が期待されていることを踏まえ、配電事業の詳細設計に当たっては、①緊急時独立運用型、②送電下位系統の混雑管理型の2つの類型を念頭に検討を行った。例えば、①緊急時独立運用型では、災害時等に上位系統が被災する等により、その復旧が長期化するような場合に、上位系統と切り離して地域に電力供給を実施することが想定される。また、②送電下位系統等の混雑管理型では、配電系統への新規電源接続に伴う送電下位系統の混雑に対し、配電網等の運用によって混雑管理に貢献すること等が想定される。

これらの期待される効果等を踏まえると、「配電用の電気工作物」の定義は、「7000V以下の配電設備及びこれらの配電設備と一体で運用することが適当な送電・変電設備等」とすることが適当である。

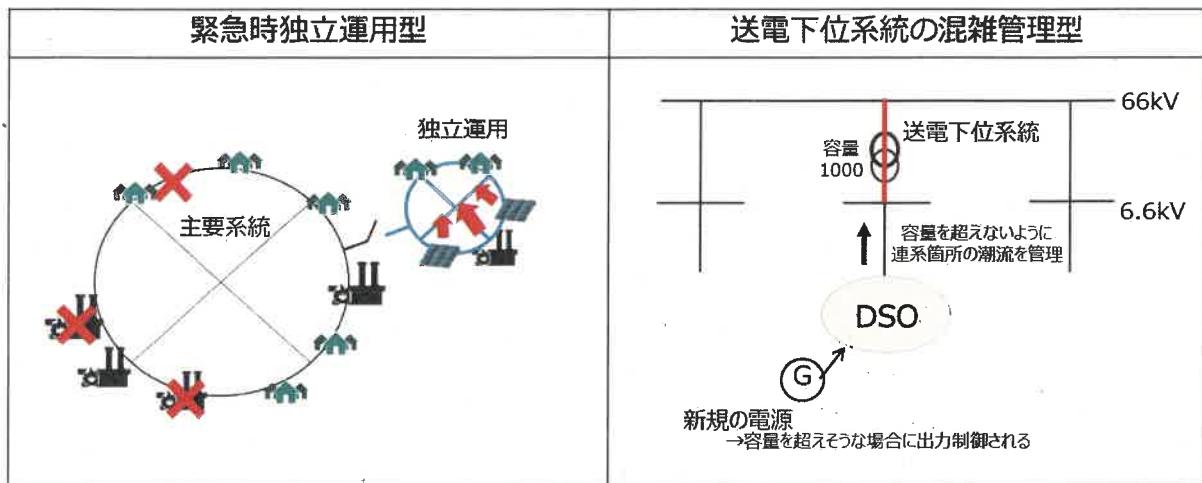


図 13 配電事業の類型

配電事業者が上記のような期待される効果等を発揮するとともに、新規参入を促進する観点から、「分散システム導入プラン（仮称）」を策定し、2050年のカーボンニュートラルの実現やレジリエンスの向上に向けて、分散システムの一類型である配電事業が果たすことが期待される役割・効果についても明確化していくことが適当である。

## ②配電事業者の業務フロー

改正電気事業法では、配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣に対し、①配電事業の参入許可申請を行い<sup>12</sup>、許可後に、②引継計画の承認申請<sup>13</sup>と、③託送供給等約款の届出を行うことが必要とされた。

そのため、本小委員会では、①参入許可申請時には、配電事業の許可基準への適合性を、配電事業を営もうとする者の経理的基礎、技術的能力、事業実施の確実性等の観点から審査すること、②引継計画承認申請時には、参入時や撤退時の適正かつ円滑な設備の引継ぎ、需要家等<sup>14</sup>への通知等の実績等、クリームスキミング防止等の観点から審査を行うこと、③託送供給等約款の届出時には、事業実施期間中の託送料金などの供給条件が適切であるとの確認を行うことと整理した。

また、配電事業者が参入許可を得た後も、国は、配電事業の適切な実施を確認する観点

<sup>12</sup> 配電事業の参入許可申請は、地方公共団体等が申請をすることも考えられるが、配電事業者は株式会社であることが必要であるため、事業開始までに株式会社を設立する必要がある。

<sup>13</sup> 一般送配電事業者から設備の譲渡又は貸与を受けて配電事業に参入（以下「引継参入」という。）する場合は、「引継計画」の作成が必要である。系統が整備されていないエリアにおいて、自ら系統を整備することで配電事業に参入（以下「白地参入」という。）する場合は、「引継計画」の作成は不要となる。なお、引継参入する場合、参入許可を得ても「引継計画」が承認されなければ、設備の譲渡又は貸与を受けて事業を開始することはできない。「引継計画」の承認なく、譲渡又は貸与された設備を使用して事業を開始する場合や許可を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に事業開始しない場合は、業務改善命令や許可取消しの対象となる。

<sup>14</sup> 配電事業者が参入に当たり、通知等を行う相手は、需要家の他に、自治体や発電事業者、小売電気事業者、道路管理者等の土地所有者等が考えられる。

から、「引継計画」の運用を通じて、配電事業者が一般送配電事業者<sup>15</sup>から譲渡又は貸与を受けた設備を適切に維持・運用していること、「託送供給等約款」の運用を通じて、適切な供給条件で託送供給が行われていることを確認すべきである。

#### ＜配電事業開始までのフロー＞

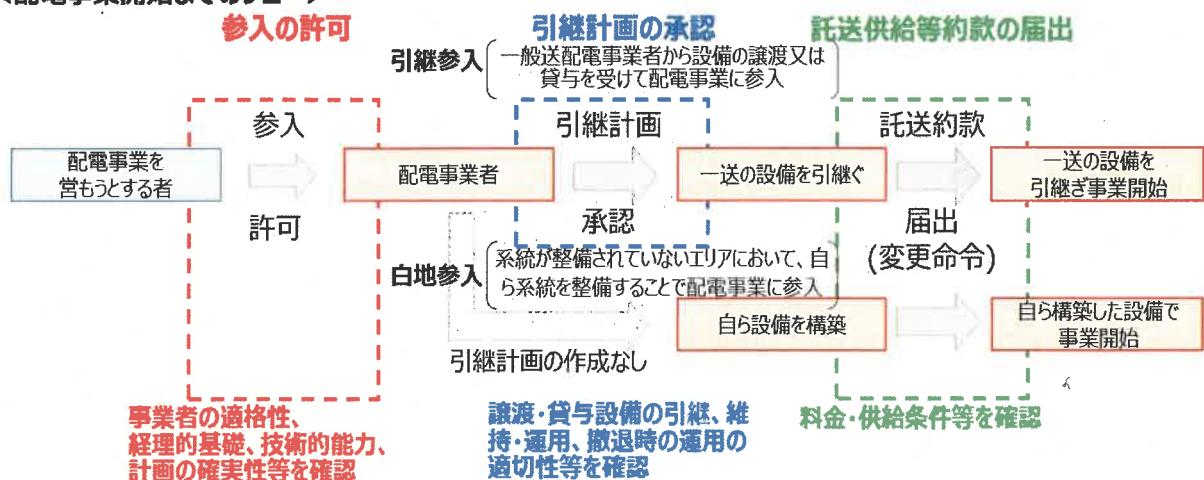


図 14 配電事業開始までのフロー

#### ③参入許可の審査基準

(参入許可審査基準)

改正電気事業法では、配電事業は、一般送配電事業と同様に経済産業大臣による許可制となっており、本小委員会において、国は、一般送配電事業と同様に、配電事業の許可に当たり、経理的基礎や技術的能力、事業計画の確実性等、当該エリアの安定供給や需要家利益を確保する主体としての適格性を審査することと整理した。このため、配電事業の参入許可審査基準については、配電事業者が特定のエリアにおいて独占的にネットワークを運用する主体であり、一般送配電事業者に倣った法的義務を負うことを踏まえ、一般送配電事業の参入許可審査基準に倣うことを基本とすることが適当である。<sup>16</sup>

また、前回の中間取りまとめでは、配電事業者の新規参入時には、「配電事業者から個々の需要家に対し、配電網の扱い手が変わることについての通知が行われること」に加え、「事業を開始する地域の自治体等の関係者への事前説明が丁寧になされるべき」と整理し

<sup>15</sup> 改正電気事業法において、最終保障供給義務は、引き続き一般送配電事業者が担うこととされていることから、一般送配電事業者の供給区域に配電事業者が参入しても、当該一般送配電事業者の供給区域は減少させず、従前の供給区域が維持されることが適當である。また、一般送配電事業者は、当該区域において、配電事業者が接続供給義務を果たすことを契約等により決めをしておくことにより、当該区域において、接続供給義務を果たしていると考えられる。系統アクセスの観点においても、特別高圧の電気工作物を維持・運用していない配電事業者の供給区域内で、特別高圧の発電設備や需要設備等の接続を希望する者がいる場合は、当該一般送配電事業者において接続検討を行う必要がある。

<sup>16</sup> 配電事業の許可取消基準については、一般送配電事業の許可取消基準と同様に、法律上に許可取消しの基準が規定されており、更なる具体化が困難であるため、基準を作成しないこととする。

たことを踏まえ、配電事業の参入許可審査に当たり、自治体・需要家等への十分な説明等が行われることを確認すべきである。

これに加え、配電事業の参入許可審査に当たり、「撤退時に備えた取決め」がなされていること、一般送配電事業者への業務委託を前提として事業を開始する場合には、将来的に委託によらず自ら技術的能力を獲得していくこと、FIT 賦課金等の法令等で定める公益的費用を適正に支払うことが認められること、災害時の連携体制やサイバー対策の体制についても確認すべきである。

なお、参入許可申請時には、事業実施の確実性等を総合的に審査するため、「引継計画」及び「託送供給等約款」の内容を事前に確認することが必要である。このため、参入許可申請に当たり、「引継計画要旨」及び「託送供給等約款の記載方針」の提出を求めることがある。具体的には、「引継計画要旨」には、「引継計画」の記載事項のうち、自治体や需要家等への説明会等の予定や撤退時に備えた取決め等を含む事項について記載し、「託送供給等約款の記載方針」には、「託送供給等約款」に記載する託送料金その他の供給条件の設定方針等を記載し、提出を求めることがある。<sup>17</sup>

#### (配電事業者等への情報提供)

配電事業を営もうとする者は、配電事業に参入するエリアの検討や、参入判断のための事業性の評価を行うに当たり、エリアの需要等の情報について活用ニーズがある。この際に、改正電気事業法に基づく認定電気使用者情報利用者等協会から提供される電力データを活用することも考えられる。

また、参入するエリア等を選定した後は、実際に参入許可申請を行うために、「事業収支見積書」や「事業計画書」、「引継計画要旨」等の参入許可申請書類の作成に必要な情報の取得ニーズがある。一方で、配電事業への参入を許可される前にあっては、配電事業を営むことが確実でなく、当該配電事業を営もうとする者は電気事業法に基づく規律の対象とならないことに加え、電気事業法では、一般送配電事業者は、「託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報を当該業務（略）の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供」してはならないこととされている。

このため、配電事業を営もうとする者は、参入許可の申請準備段階においては、参入予定エリアの総需要や時間帯別の需要等の統計情報、設備の譲渡価格・貸与価格や一般送配電事業者への委託料の見積もり金額<sup>18</sup>、その他競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報を一般送配電事業者から得られるようにし、参入許可の取得後には、個別の電気供給事業者や電気工作物等に関する情報<sup>19</sup>を得られることとすべき<sup>18</sup>である。

<sup>17</sup> 「引継計画要旨」、「託送供給等約款の記載方針」は、参入許可時の審査対象であることから、許可後に作成する「引継計画」、「託送供給等約款」は、原則これらの内容を踏まえたものであることが必要であり、仮に内容が変更となる場合には合理的な理由を説明すべきである。

<sup>18</sup> 「分散システム導入プラン（仮称）」に記載する。詳細はP. 46-47に記載。

<sup>19</sup> 配電事業に必要な情報の提供は、電気事業法第23条の、託送供給等の業務に関して知り得た情報の目的以外の提供には当たらない。なお、小売電気事業者が保有している電気の使用者に関する情報や一般送配電事業者が保有している地権者に関する情報等については、電気事業法に加え、個人情報保

また、配電事業を営もうとする者には、系統情報の取得ニーズもあるが、「系統情報ガイドライン<sup>20</sup>」では、既に一部の系統情報は、求めに応じて、一般送配電事業者が身分確認等を実施した上で、閲覧や事前相談等を通じて「提示情報」として提供が可能とされているが、配電事業を営もうとする者も同様に情報提供を受けられることを明記することとする。

配電事業への参入を許可された後であれば、情報の目的外利用等には当たらず、参入許可申請時に提出した「事業計画」等の実施に必要なより詳細な情報や、「引継計画」等の作成に必要な情報を、一般送配電事業者から入手することが可能となる。料金制度専門会合では、設備の譲渡価格・貸与価格や託送料金の算定に当たり、過去の実績値等のデータが必要となることから、両者が適切に協議を行うことができ、また、国がその適切性を確認できるよう、データの透明性を確保することが適当<sup>21</sup>とされた。

#### (自治体・需要家等への説明等)

配電事業を営もうとする者の参入に当たり、自治体への説明や需要家への通知等が十分に行われることが重要であることから、これらについては、一般送配電事業者の参入許可基準から準用する配電事業者の参入許可基準のうち「配電事業の計画が確実であること」に照らして審査すべきである。

前述のとおり、一般送配電事業者から入手できる情報には制約があるが、配電事業への参入を許可された後であれば、より詳細な情報を、一般送配電事業者から入手することが可能となる。このため、自治体・需要家等への説明等の実施状況の審査については、参入許可前後に分けて審査することとし、参入許可申請までに、配電事業を営もうとする旨やその事業概要について、自治体・需要家等への事前説明会等が十分になされていること、参入許可後から事業開始までに、一般送配電事業者から詳細な設備情報等の提供を受け、改めて自治体や需要家等に供給条件や託送料金等の具体的な内容を含む説明等が十分になされると認められることを審査すべきである。

なお、説明会等について、参入許可後から事業開始までに実施予定の内容については、参入許可申請時に提出する「引継計画要旨」に記載することとし、国は、「引継計画」の承認の際に、参入許可後の説明会等の予定の内容が「引継計画」に継続して盛り込まれていることや、説明会等の予定が適切に実施されたことを確認することで、参入許可後から事業開始までの自治体・需要家等への説明等の実施を担保することができる。<sup>22</sup>

---

護法に基づく取扱いが必要である。

<sup>20</sup> 「系統情報の公表の考え方」(資源エネルギー庁 電力・ガス事業部)

<sup>21</sup> 配電事業者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者は過去の実績値（例えば、譲渡価格・貸与価格にあっては、少なくとも3年間の設備保全台帳等の情報やスマートメーターのデータ。託送料金にあっては、個別需要家ごとの実績需要量（アンペア、kW、kWh等）や託送料金収入（算定根拠を含む）に関する直近1年間のデータ）等のデータを提供することをルール化することと整理した。

<sup>22</sup> 白地参入の場合は、「引継計画」を作成する義務がないため、このような「引継計画」の承認プロセスにおける実施等の確認ができない。しかし、白地参入の場合は、そもそも参入時点で需要家等が存在しないエリアへの参入となるため、事前に説明会等を実施しておくべき対象は、災害時等において協力が必要となる自治体等であり、需要家等は含まれない。自治体等との連携体制等については、参入許可申請時に、「配電事業遂行体制説明書」で内容を確認する。

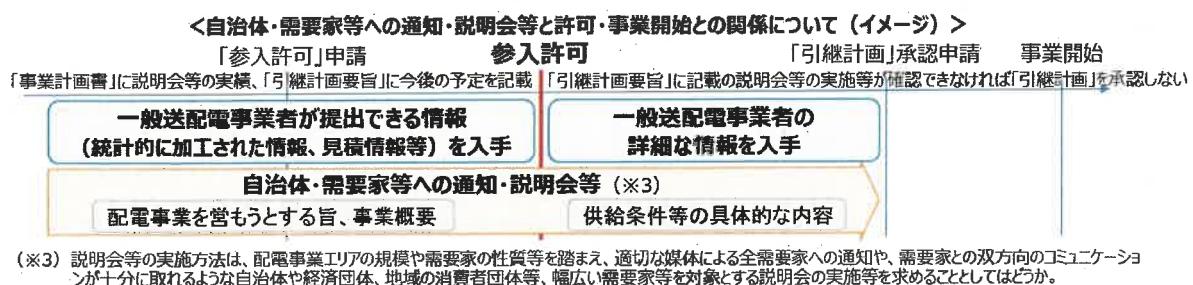


図 15 自治体・需要家への通知・説明会等と許可・事業開始との関係

(撤退時に備えた取決め)

また、安定供給の確保等の観点から、配電事業者の撤退時に、円滑に一般送配電事業者に設備等が引き継がれる（返却される）ことを確認しておくことも重要である。このため、参入許可基準のうち、同じく「配電事業の計画が確実であること」について、配電事業を営もうとする者と一般送配電事業者との間で、設備の返却等に係る取決めや、需要家等の関係者との調整を含む業務フロー等を含む「撤退時に備えた取決め」がなされていることを確認すべきである。<sup>23</sup>

(保安、サイバー対策及び災害時の連携)

加えて、配電事業者の保安、サイバーセキュリティ対策、災害時連携についても、参入許可基準のうち、「配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること」等に照らして、適切に実施されることを確認すべきである。

配電事業者は、一般送配電事業者に倣った法的義務を負うこととされていることから、電気保安制度ワーキンググループにおいて、配電事業者に対しても、最低限確保すべき安全規制は事業形態によらず同一とすべきであり、配電設備の保有形態（保有や貸与）によらず、事業用電気工作物の維持義務、保安規定の制定及び遵守義務、主任技術者選任義務、一般用電気工作物調査の義務などの一般送配電事業者相応の保安上の義務が課されることとされた。

また、改正電気事業法では、配電事業者には、一般送配電事業者と同様に、電気工作物の運転を管理する電子計算機のサイバー対策を含めた技術基準への適合義務が課されており、配電事業開始後にはサイバー対策を行った上で事業運営が必要<sup>18</sup>となる。そのため、参入許可申請時には、セキュリティ担当責任者及び管理組織<sup>24</sup>について定めておくことが必要とした。また、電力の安定供給や電気工作物の保安の確保に支障を及ぼす可能性のあるシステム及び関連設備を特定した上で、これらの設備の新設・除却時等には一般送配電事

<sup>23</sup> 配電事業を営もうとする者は、引継参入の場合は「引継計画要旨」に、白地参入の場合は「撤退時取決書」に「撤退時に備えた取決め」を記載し、国に提出することとする。また、引継参入の場合は、「引継計画」の承認時に、当該計画に撤退時のより詳細な運用や設備の引継ぎ等について記載し、国に提出することとする。

<sup>24</sup> セキュリティ担当責任者及び管理組織については、参入許可申請書類のうち、「配電事業遂行体制説明書」において、記載を求めることがべきである。

業者に情報共有を行うこと<sup>25</sup>が必要とした。

さらに、電力は国民生活に不可欠なインフラであることから、事故や停電復旧に際しての迅速な対応を始め、災害時等の復旧見込みの情報発信、自治体や関係者（一般送配電事業者、工事会社等）との連携、停電対応等における需要家とのコミュニケーションも重要である。こうした観点を踏まえ、参入許可審査の際には、一般送配電事業者や社外電工会社等への委託を含んだ災害対応の体制等<sup>26</sup>を審査の対象とすべきである。

#### (技術的能力向上の見通し)

また、配電事業者は、参入許可基準のうち、「配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること」に照らして、将来的には自ら託送供給等業務等を果たすことが期待される。そのため、一般送配電事業者への業務委託を前提として事業を開始する場合には、将来的に委託によらず自ら技術的能力を獲得していく見通し<sup>27</sup>を審査の対象とすべきである。

#### (公益的費用の支払い)

さらに、参入許可基準のうち、「配電事業の計画が確実であること」に照らして、配電事業者が、FIT賦課金等の法令等で定める公益的費用を適正に支払うことが認められることについても審査すべきである。

### ④引継計画の承認基準

#### (引継計画の承認基準)

改正電気事業法において、配電事業者は、一般送配電事業者等から譲渡又は貸与を受けた設備を用いて事業を行う場合、従前どおり安定供給を確保するため、その業務の引継ぎが適切に行われるよう、当該一般送配電事業者等と共同して、「引継計画」を作成し、国の承認を受けることが必要とされており、国は、「引継計画」が「託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するために十分なものと認めるとき」に承認することとされている。

そのため、本小委員会において、「引継計画」には、参入時前後の設備や業務の引継ぎ内容の他、事業実施期間中の設備の適切な運用、撤退に備えた取決め等について記載することとし、その承認基準は、安定供給確保やクリームスキミング防止、自治体・需要家等への確実な説明等の実施等の観点から、以下の項目を踏まえることと整理した。

#### <安定供給確保の観点>

##### (ア) 託送供給等の業務の引継ぎが適正である場合

<sup>25</sup> サイバーセキュリティ上の懸念があるシステム及び関連設備については、参入許可審査書類のうち、「引継計画要旨」（又は白地参入の場合には「撤退時取決書」）に記載を求めることとすべきである。

<sup>26</sup> 災害対応の体制については、参入許可申請書類のうち、例えば、「引継計画要旨」や「配電事業遂行体制説明書」に記載を求めることとすべき。

<sup>27</sup> 技術的能力向上の見通しについては、参入許可審査書類のうち、「事業計画書」に記載を求めることとすべき。

- (イ) 自治体・需要家等への説明等が適正に実施されている場合
  - (ウ) 設備の維持及び運用、保安の確保のために必要な業務の引継ぎが適正である場合
  - (エ) 災害時等における自治体等の関係者との連携に関する引継ぎが適正である場合
  - (オ) 撤退時の設備・業務の引継ぎが適正である場合（自治体・需要家等への説明会等や又貸し時の運用・再譲渡（転売）の禁止・保証金の設定等を含む）
- ＜クリームスキミング防止の観点＞
- (カ) 譲渡・貸与価格が適正に設定されている場合<sup>28</sup>

また、「引継計画」の内容は、「引継計画」の承認に先立って、参入許可申請時に提出する「引継計画要旨」と整合的であることが前提であり、内容が変更となる場合は、合理的な理由の説明を求めるここととする。<sup>29</sup>

#### （引継計画の変更命令基準）

「引継計画」には、参入時前後の設備や業務の引継内容のほか、事業実施期間中の設備の適切な運用、撤退に備えた取決め等についても記載することから、社会状況の変化や、一般送配電事業者と配電事業者の取決め等の変更により、その内容が適当ではなくなることが考えられる。改正電気事業法では、「経済産業大臣は、託送供給等の業務の円滑な引継ぎを確保するために必要があると認めるとき(略)、引継計画の変更を命ずることができる」とされており、「引継計画」の変更命令処分基準には、事業者の予見性確保の観点から、具体化することが適当であり、「引継計画」の承認基準が継続して満たされていないと判断できる場合や、一般送配電事業者の託送料金の変更や「引継計画」の規定等に基づき配電事業者の貸与価格等の見直しが適切に行われていない場合、承継等による事業実施主体の変更が反映されていない場合等を盛り込むこととした。

#### （譲渡価格・貸与価格の設定の考え方）

配電事業者の参入が一般送配電事業者との関係において、クリームスキミング（又はその逆）とならないようにすることが重要であり、その観点から、本小委員会において、一般送配電事業者に定期的に支払う貸与価格等について検討を行った。

貸与時の定期的に支払う貸与価格については、配電事業エリアにおいて得られる「託送料金期待収入」から、配電事業者自身の業務である①配電設備の維持運用費用を除く形で

<sup>28</sup> FIT賦課金等の法令等で定める公益的費用を踏まえて設定されていることを含む。

<sup>29</sup> 「引継計画」の軽微変更は、届出制とされているが、届出制とできる軽微変更の範囲については、承認基準の適合への影響が軽微であり、改めて審査を要しない内容（市町村名、各種連絡先、設備の数量の変更等）とする。

算定し、②配電設備の償却費用、③上位系統費用<sup>30</sup>、④地域調整費用<sup>31</sup>等を含む価格とすることを基本とした。譲渡時の定期的に支払う費用については、設備が譲渡されていることを踏まえ、「託送料金期待収入」から、①配電設備の維持運用費用と、②配電設備の償却費用を除く形で算定し、③上位系統費用、④地域調整費用等を含む価格とすることを基本とすることが適当である。

この考え方を基本とし、エリアの収益性の違いについては、④地域調整費用において調整を行うこととし、一般送配電事業者によって、需要密度が高く収益性が高いエリアの収入が、需要密度が非常に低く収益性が低いエリア（山間部や離島など）の費用の補填に充てることができる仕組みとする。なお、需要密度が非常に低い地域に配電事業者が参入する場合にあっては、④地域調整費用が大きくマイナスとなる結果、一般送配電事業者が配電事業者に費用を支払って設備の維持・運用を委ねる契約となる（貸与価格等全体がマイナスとなる）場合も考えられる。

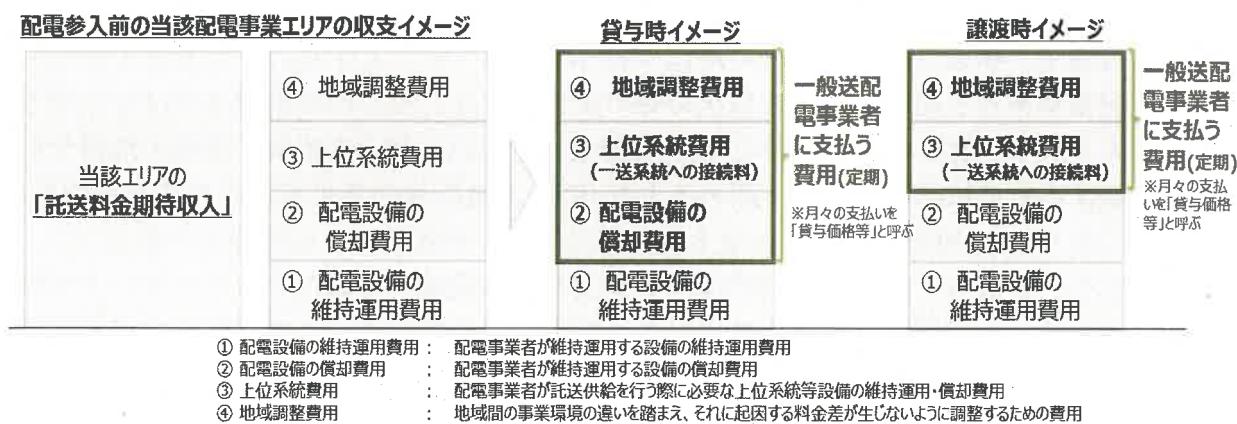


図 16 譲渡価格・貸与価格

<sup>30</sup> 一般送配電事業エリアと配電事業エリア間の供給は、振替供給となる。ただし、本制度開始時点では、電力量調整供給業務等については、一般送配電事業者に委託することが基本となり、今後、配電事業者が自ら電力量調整供給等を行う際の課題の整理を行っていくこととする。このため、一般送配電事業エリアと配電事業エリア間の事業者間精算相当費用は「上位系統費用」に含まれるものと観念することと整理する。

<sup>31</sup> 配電事業者が白地参入する場合であっても、配電事業者の系統が、一般送配電事業者の系統に接続している場合にあっては、「③上位系統費用」に相当する費用を、一般送配電事業者に支払うことが必要となる。白地参入の場合は、「引継計画」を作成する必要が無いため、その支払金額については、一般送配電事業者と配電事業者の協議により締結した私契約において、「③上位系統費用」に相当する費用に加え、「④地域調整費用」に相当する費用も加味した上で、取り決めておくこととすべきである。なお、需要密度が非常に低い地域への白地参入においては、一般送配電事業者が配電事業者に「④地域調整費用」に相当する費用を支払う契約となる（定期支払い費用がマイナスとなる）場合も考えられる。また、系統が敷設されていない需要密度が低い地域に参入する際に、一般送配電事業者に配電線の敷設等を依頼し、その設備を譲渡又は貸与を受けて参入することも考えられるが、この場合は、白地参入の扱いとはならず、「引継計画」を作成することが必要である。

## (貸与価格等の算定方法)

本小委員会での議論を踏まえ、料金制度専門会合では、配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等について、クリームスキミングの防止と、配電事業者によるコスト効率化や需要の創出を促すインセンティブの付与の2点を踏まえ、エリアごとに事情が異なることも考慮し、以下（ア）～（エ）を基本<sup>18</sup>として、一般送配電事業者と配電事業者の協議により決定<sup>32</sup>することが適当とされた。

### （ア）貸与価格等の金額の算定

貸与の場合における貸与価格は、「配電事業エリアの託送料金収入<sup>33</sup>－配電設備の維持運用費用」により算出する。

譲渡の場合における定期支払いの価格<sup>34</sup>は、「配電事業エリアの託送料金収入－配電設備の維持運用費用－配電設備の減価償却費（簿価等）」により算出する。

### （イ）貸与価格等の見直し時期

配電事業者の責めによらない事情により、配電事業エリアの収益性が変わることが考えられるため、配電事業者から一般送配電事業者に継続的に支払う貸与価格等については、定期的に見直しがなされる仕組みにすることが必要である。そのため、貸与価格等の金額は、配電事業者の効率化及び電化促進等のインセンティブ付与の観点から、原則として、一般送配電事業者の収入上限見直しと同タイミング（2023年度、2028年度、2033年度…）で、5年ごとに見直す<sup>35</sup>こととする。

### （ウ）第2期以降の貸与価格等の算定方法

第2期以降の貸与価格等の金額は、前述（ア）を基本としつつ、配電事業者のインセンティブ確保の観点から、前期における配電事業者の成果（効率化及び電化促進等）の一部を引き継ぐよう工夫する。<sup>36</sup>

<sup>32</sup> 必要に応じて、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組み等を活用することも考えられる。

<sup>33</sup> 貸与価格等の算定の基礎となる、託送料金収入及び維持運用費用については、過去実績値又は将来見込み値を用いることが考えられる。

<sup>34</sup> 配電事業者が一般送配電事業者から設備を譲り受ける場合に、一般送配電事業者の設備である上位系統への接続料等として、一般送配電事業者に定期に支払う費用のことであり、当該譲り受けた設備の対価（譲渡設備の簿価等）ではない。

<sup>35</sup> 当該5年間において、実際の「配電事業エリアの託送料金収入」や「配電設備の維持運用費用」は、前述（ア）で用いた値から乖離することがあり得るが、期中で貸与価格等を見直すことはせず、この差額は配電事業者に帰属することとする（配電事業者の利益又は損失となる）。ただし、例えば、収入については外生要因によっても変動する可能性があるため、最初の期の貸与価格等を決定する際に、配電事業者と一般送配電事業者の間で、差額を事後的に調整する仕組みを取り決めておくことも考えられる。

<sup>36</sup> 配電事業者の効率化等の成果を引き継ぐ割合については事前に協議にて合意しておくことが望ましい。

(エ) 上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組のインセンティブ

配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブ<sup>37</sup>についても配慮する。具体的には、エリアによっては、配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化の取組を進めることが重要なケースもあると考えられる。こうしたケースにおいては、一般送配電事業者と配電事業者の協議による合意の上で、以下のような工夫をすることも考えられる。<sup>18</sup>

- ・一般送配電事業者と配電事業者が共同で作成する「引継計画」において、上位系統の設備増強回避等に寄与する取組を進めることを記載する。
- ・併せて、その貢献分の一部を事前に当期の貸与価格等に反映する、もしくは事後的に翌期の貸与価格等に反映することを合意する。

⑤託送供給等約款の料金算定規則・変更命令基準

(託送供給等約款の届出)

改正電気事業法では、配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について「託送供給等約款」を定め、経済産業大臣に届け出こととされており、たとえ一般送配電事業者の「託送供給等約款」と内容が異なっていても、配電事業者の「託送供給等約款」の変更命令基準に抵触しなければ、届け出た「託送供給等約款」に基づき事業を実施することが可能である。例えば、配電事業への新規参入者の創意工夫により、託送料金の単価や定額・従量の区分や割引措置、災害時のバックアップやEV等のモビリティなど他の付加価値とのセット提供、検針できなかった場合の使用量の推定方法等を柔軟に設定することが考えられる。<sup>38</sup>

(託送供給等約款の変更命令基準)

改正電気事業法では、「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」や「電気の供給を受ける者の責任に関する事項(略)が適正かつ明確に定められていること」、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」などに「該当しないと認めるとき」は、経済産業大臣が託送供給等約款の変更命令を出すことができるとされており、これらは、一般送配電事業者の規定と同様である。

そのため、配電事業者は一般送配電事業者に倣った法的義務を負うことから、託送供給等約款の変更命令基準も、電気事業法において一般送配電事業と配電事業とで託送供給等約款の変更命令に係る規定が異なる箇所を除き、一般送配電事業の託送供給等約款の変更命令基準に倣うこととすべきである。

<sup>37</sup> 本インセンティブに係る一般送配電事業者のレビューキャップ上の取扱いについては別途検討することとする。

<sup>38</sup> 電流制限器(ブレーカー)等の取付けや検針方法等、保安や安定供給の確保、「特定小売供給約款」との整合等の観点から、配電事業者が独自に設定することで問題が生じないことを確認することは重要であり、本小委員会では、こうした観点も踏まえ、配電事業者が一般送配電事業者の「託送供給等約款」と異なる内容とする場合、託送供給等約款の変更命令基準に抵触しないことを確認することとした。この際、一般送配電事業者の「託送供給等約款」からの変更理由が合理的でない場合、国は託送供給等約款の変更を命ずることも考えられる。

一方で、改正電気事業法の変更命令に係る規定のうち、「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であること」については、一般送配電事業と配電事業とで異なる規定となっている。

料金制度専門会合では、当該変更命令の具体的な基準について、配電事業者と需要家の間には直接の契約関係がない一方で需要家への十分な説明は重要であると考えられることから、制度開始当初においては、一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が年平均±5%以内であること<sup>39 40 41 42 43</sup>をもって、配電事業者の託送料金が適正な水準であると判断することとされた。このため、変更命令基準も当該内容を踏まえた規定とすることとする。

#### (託送料金の審査)

また、配電事業者から託送料金の届出（変更届出を含む。）があった際には、国が上記の変更命令基準に該当するかどうかを判断する必要がある。このため、料金制度専門会合では、配電事業者に「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書」<sup>44</sup>の提出を求めるとともに、基準を満たしていることの算定根拠となる書類の添付を求めることがとされた。国は、当該説明書及び算定根拠となる書類を基に、配電事業者と一般送配電事業者の料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査することとされた。

配電事業者は、同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合、変更後的一般送配電事業者の託送料金を適用した場合の平均単価等を算定して比較することで、自らの託送料金が、適正な水準であることを確認することが必要とされた。確認結果を踏まえ、配電事業者は、必要に応じて託送料金の変更届出を行う。この際、国は配電事業者に対し、報告徴収により上記の算定結果の提出を求め、配電事業者と一般送配電事業者の料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査することとされた。

<sup>39</sup> 一般送配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価と比べて、配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価の水準が+0%を超える場合は、配電事業エリアの需要家にレジリエンス強化等のメリットがあるなど、その説明が合理的と認められる場合に限るとともに、当該配電事業エリアの需要家に十分説明がなされていること。

<sup>40</sup> 例えば、個別需要家ごとの単価の水準は、季節別や時間帯別にすべて±5%以内になっている必要はなく、年間での平均単価の水準が±5%以内であればよいと考えられる。

<sup>41</sup> 配電事業者の託送料金において、一般送配電事業者の託送料金と同一料金メニューとし、当該料金メニューの単価のみを±5%以内で設定した場合には、国は個別需要家ごとの単価の比較や詳細な確認は不要と考えられる。

<sup>42</sup> 一般送配電事業者の託送料金に係る変更認可申請命令の発動基準であるフロー管理（想定単価と実績単価との比較）においても、乖離率が-5%以内であれば、当該命令を発動しないこととしている。

<sup>43</sup> 配電事業者の託送料金のうち発電側課金の変更命令基準についても、これと同様とする。

<sup>44</sup> 電圧別需要ごとの平均単価が+0%を超える場合には、配電事業エリアの需要家に対して十分な説明がなされていることも記載する。なお、配電事業者は、原価を積み上げるのではなく、同一エリアの一般送配電事業者の託送料金と同程度の水準となるよう、託送料金を設定することから、原価を積み上げて算定する託送料金算定規則を定める必要はない。

#### (託送供給等約款の届出と公表)

配電事業者の「託送供給等約款」の内容が一般送配電事業者と異なる場合があることを踏まえ、本小委員会では、小売電気事業者のシステム対応や業務対応等に十分な期間を確保する必要があることから、変更届出の場合も含め、配電事業者の「託送供給等約款」の公表は、実施の3ヶ月前とすべきとした。さらに、小売電気事業者が配電事業者の「託送供給等約款」の公表に気付かないことを防止する観点から、配電事業者は、配電事業エリア内の需要家が契約している全小売電気事業者に対し、「託送供給等約款」の公表後速やかに通知することとした。

また、一般送配電事業者が託送料金を変更したことに伴い、配電事業者の託送料金が「適正な水準」の範囲外になっている場合は、一般送配電事業者の約款の公表から3ヶ月以内に料金変更等の対応（届出及び公表）を求めることとし、3ヶ月以内に対応されない場合は、「託送供給等約款」の変更命令の対象にすべきである。

#### (オフグリッド時の供給条件)

配電事業者は、災害時等に一般送配電事業エリアの系統から切り離して、配電事業エリア内の需要家に対して電力供給を行うサービスを提供することも想定されている。このようにオフグリッドによりサービスを提供する場合、その区域内の需要家や関係小売電気事業者に対し、その提供条件を明確に示すことが重要と考えられる。このため、オフグリッド運用への移行・終了条件や、オフグリッド時の供給条件<sup>18</sup>については、配電事業者の定める「託送供給等約款」で明確に示していくことが必要である。

### ⑥業務委託や情報遮断等の行為規制、区分会計の適用

#### (行為規制)

一般送配電事業者には、一般送配電事業の中立性確保の観点から、事業の公平性・透明性を確保するため、情報の目的外利用の禁止や差別的取扱いの禁止などの行為規制が課されるとともに、一般送配電事業に係る会計の整理等（会計分離）が求められている。

改正電気事業法では、配電事業者にも、配電部門の中立性確保の観点から、一般送配電事業者と同様に、こうした行為規制や兼業規制が課されている。具体的には、電気供給事業者間での適正な競争関係を阻害しないようにするために、一般送配電事業者と同様に、①兼職に関する規律、②適正な競争環境を阻害する行為に関する規律、③通常の取引条件に関する規律、④業務の受委託等に関する規律、⑤情報の適正な管理のための体制整備等といった行為規制が課されている。

そのため、制度設計専門会合において、配電事業者に係る行為規制の詳細（省令規定事項等）を検討するに当たっては、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれの有無等を踏まえて検討が行われ、原則として一般送配電事業者における整理を踏襲することが適当であるとされた。他方で、一般送配電事業者と異なり、配電事業者には、一般送配電事業者に配電事業の一部を業務委託する必要があることや、比較的小規模の事業者の参入が想定されることといった特徴があることから、これらを踏まえた規制を課すべきであるとされた。そこで、上記①～⑤の行為規制のうち、④の中の業務の委託に関する規律、

⑤情報の適正な管理のための体制整備等については、一般送配電事業者に係る行為規制の詳細と、一部異なる規制とすることが適當であるとされた。

具体的には、④の中の業務の委託に関する規律に関して、原則、一般送配電事業者に係る行為規制の詳細と同様の内容とされたが、配電事業者から特定関係事業者（グループ会社<sup>45</sup>たる発電・小売事業者等）又はその子会社たる一般送配電事業者への業務委託について、配電事業者において、一般送配電事業者が委託を受けた業務で知り得た情報を当該業務以外の目的のために利用・提供しないことを確保するための措置を講じている場合には、禁止の例外とされた。

⑤情報の適正な管理のための体制整備等に関して、本小委員会における兼業認可の適用除外基準の規模要件についての議論を踏まえ、需要家軒数が5万軒未満の配電事業者については、一般送配電事業者に係る体制整備義務のうち、建物共用時の物理的隔離等、情報システム共用時のアクセス制限等、託送供給等業務の監視部門の独立設置等の負担の比較的大きいと考えられる体制整備について法的には求めないものの、ガイドライン上望ましい行為として位置付けることとされた。

なお、上記の内容について、制度開始前時点において得られる情報から検討がなされたものであることから、今後、配電事業者を取り巻く環境に大きな変化があった場合や、その中立性に疑惑が生じた場合には、速やかに、見直しを検討することとされた。

#### （区分会計）

改正電気事業法では、配電事業以外の事業を営む配電事業者において、配電事業に係る業務に関する会計を整理しなければならないこととされている。そのため、料金制度専門会合では、貸与価格等の算定に必要なデータを一般送配電事業者に提供する観点から、配電事業者の会計整理において、配電事業者の配電に係る実績費用や実績収入を確認できる情報が整理されていることが必要であり、配電部門収支計算書（当期純利益まで）のほか、社内取引明細書、固定資産明細表及びインバランス収支計算書の4つの様式の作成及び公表を義務付けることとされた。

### ⑦兼業規制に係る適用除外基準

#### （兼業規制）

上記の行為規制等に加えて、一般送配電事業者の事業の一層の中立性を確保する観点から、小売電気事業や発電事業等との兼業が原則禁止されている。改正電気事業法では、配電事業者にも、その事業の中立性の確保が求められることから、原則として、これらの事業との兼業が禁止され、「電気の使用者の利益を確保するため特に必要である」と国が認めた場合に限り、兼業を認可する仕組みとされている。

配電事業者の参入により、供給安定性・レジリエンス向上などの便益が想定される一方で、規模が小さい配電事業者においては、小売電気事業等との兼業を認めないことにより、かえって業務の運営が非効率となり、ひいては電気の使用者の利益を阻害する可能性があ

<sup>45</sup> 会社法上の、子会社、親会社、当該親会社の子会社等をいう。

る。<sup>46</sup>このことから、本小委員会では、一定規模未満の配電事業者については、兼業を例外的に認めることが適当ではないかと議論された。具体的には、EU 指令において EU 各国に対し需要家軒数 10 万軒以上の送配電事業について兼業禁止とすることが求められているが、例えば、チェコ共和国では 9 万軒、フィンランドやオーストリアでは 5 万軒など、EU 指令よりも低い基準を設定している国<sup>47</sup>があること、欧州において中立性確保の観点から当該基準を引き下げるなどを検討すべきではないかという議論<sup>48</sup>があること、我が国の配電用変電所の平均が 1.5 万軒<sup>49</sup>であること、配電事業者の親会社が複数の子会社を創設しそれぞれの子会社ごとに配電事業を営み小売電気事業等と兼業することになればグループ全体としての兼業を行う規模が大きくなり情報の目的外利用等の競争関係阻害行為が生じた場合の影響が大きくなること等を踏まえ、配電事業に係る兼業認可の適用除外基準については、配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家軒数の合計が、5 万軒を超えないことを原則とすべきである。

一方で、複数の離島等における配電事業など<sup>50</sup>、需要家軒数の合計が 5 万軒を超えたとしても現状と比べて配電事業の中立性を損なうとは考え難いなど、その供給区域の自然的社會的条件等を勘案して兼業を認可することが「電気の使用者の利益を確保するため特に必要である」と認められる場合には、供給区域における需要家軒数の合計が、5 万軒を超える場合であっても兼業を認めることとする。

また、一般送配電事業者のグループ会社が、当該一般送配電事業者の供給区域内において配電事業を営み、小売電気事業等と兼業することを認めることとすると、一般送配電事業者に兼業を禁止した趣旨が損なわれる可能性があるため、一般送配電事業者のグループ会社にあっては、営もうとする配電事業の供給区域が当該一般送配電事業者の供給区域内である場合<sup>51</sup>には、兼業を認めないこととする。<sup>52</sup>

<sup>46</sup> 事業規模が大きく、相当程度の規模の電気工作物を有する配電事業者にとっては、兼業を禁止することにより非効率が生じる可能性が低く、仮に兼業の禁止に伴うコストの増加が認められたとしても、兼業の禁止により中立性が一層確保され、電気供給事業者間の適正な競争関係が確保されることにより電気の使用者が得られる利益が上回るものと考えられる。

<sup>47</sup> 「The Future role of the DSO -A CEER Public Consultation Paper (Ref: C15-DSO-16-03)」(The Council of European Energy Regulators)

<sup>48</sup> 「The Future role of the DSO -A CEER Public Consultation Paper (Ref: C14-DSO-09-03)」(The Council of European Energy Regulators)

<sup>49</sup> 全国の需要家が契約口数ベースで 8,800 万口（電力取引の状況（令和 2 年 12 月分））、配電用変電所は全国で 5,700 カ所（電気事業便覧（2017 年版））あることから、①1 変電所当たりの平均は 1.5 万軒であり、②変電所の 9 割が 5 万軒以下となっている。本基準であれば、万が一に競争関係阻害行為が発生した場合であっても影響が小さいと考えられる。

<sup>50</sup> 本土と系統が接続されていない離島等供給などについては、需給調整で生じるリスクを電気の広域融通を通じて低減させることができない、発電設備の脱落が電力系統に与える影響が非常に大きいなど、当該地域において発電事業者等と連携して電気の安定供給を確保する必要性が高い。

<sup>51</sup> 一般送配電事業者のグループ会社が、当該一般送配電事業者の供給区域外において、配電事業を営む場合には、そのグループ会社の供給区域と当該一般送配電事業者の供給区域が重ならないため、兼業を認めた場合であっても、一般送配電事業者に兼業を禁止した趣旨が損なわれることはない。

<sup>52</sup> 兼業認可の適用除外基準は、制度開始前時点において得られる情報から検討を行ったものである。このため、配電事業制度の開始後に、実際の事業への参入状況も踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行うべきであるとした。

## ⑧撤退時に備えた各種基準

(撤退時の基本的考え方・休廃止の許可基準)

配電事業者が事業から撤退する場合は、基本的には、同一エリアの一般送配電事業者に事業を引き継ぐこととなる（図17（ア）配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合）。この場合、配電事業者から、その設備等が確実に当該一般送配電事業者に移り、当該地域における継続的な託送供給等に支障が生じないことが重要である。このため、参入許可申請時においても、配電事業者の撤退時における設備の返却等に係る取決め等が一般送配電事業者との間でなされていることを確認することとし、引継計画承認申請時にも、撤退時の適正かつ円滑な設備の引継ぎについて記載されていることを確認すべきである。

実際に配電事業者が撤退するに当たっては、改正電気事業法では、国は「公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるとき」でなければ、休廃止の許可をしてはならないこととされており、配電事業者は、事業の休廃止に当たり、経済産業大臣の許可が無ければ撤退できない仕組みとなっている。これを踏まえ、配電事業者の休廃止等の許可に当たっては、「撤退のための事業計画」の策定を求め、国はその内容を審査すべきである。この際、「撤退のための事業計画」が、参入許可申請時に審査した内容<sup>53</sup>又は「引継計画」の内容<sup>54</sup>と整合的であることも確認することとする。

なお、配電事業者の具体的な休廃止の許可基準<sup>55</sup>については、適正かつ円滑な撤退を行えるものであると認められること、「引継計画」又は「撤退時取決書」の内容が適切に盛り込まれていること<sup>56</sup>、関係者等の調整等において十分な期間が考慮された計画であることなどとすべきである。

<sup>53</sup> 白地参入の場合（引継参入の場合でも一般送配電事業者又は一般送配電事業者との「引継計画」がある配電事業者からの引継ぎでない場合（特定送配電事業者からの引継ぎを含む）を含む）は、「撤退のための事業計画」が、許可時に提出した「撤退時取決書」と整合的であることを国は審査することとした。「撤退のための事業計画」と「撤退時取決書」の内容が異なる場合は、その理由について説明を求めるとした。

<sup>54</sup> 引継参入の場合（ただし、一般送配電事業者又は一般送配電事業者との「引継計画」がある配電事業者からの引き継ぎの場合に限る）は、「撤退のための事業計画」が、国の承認を受けた「引継計画」の内容と整合的であることを国は審査することとした。「引継計画」の記載事項において、更新すべき事項がある場合は、「引継計画」の変更承認を経た上でなければ、撤退の許可を受けることができないとした。（「引継計画」の変更承認と撤退の許可は同時申請することを可能とすべきである。）

<sup>55</sup> 電気事業法では、一般送配電事業について、国は「公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるとき」に休廃止の許可ができ、その許可審査基準については、電気事業法に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等において、「更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、休廃止の許可審査基準は作成しない。」とされている。一方で、配電事業の場合、一般送配電事業者等と作成した「引継計画」等の中で、「撤退時の取決め」がなされているため、具体的な審査基準を定めることとした。

<sup>56</sup> 「撤退のための事業計画」は、配電事業者が作成するものであるが、一般送配電事業者と協議の上で作成する「引継計画」又は「撤退時取決書」の内容と整合的な計画として策定することで、一般送配電事業者との事前協議の内容を踏まえた計画となっている。

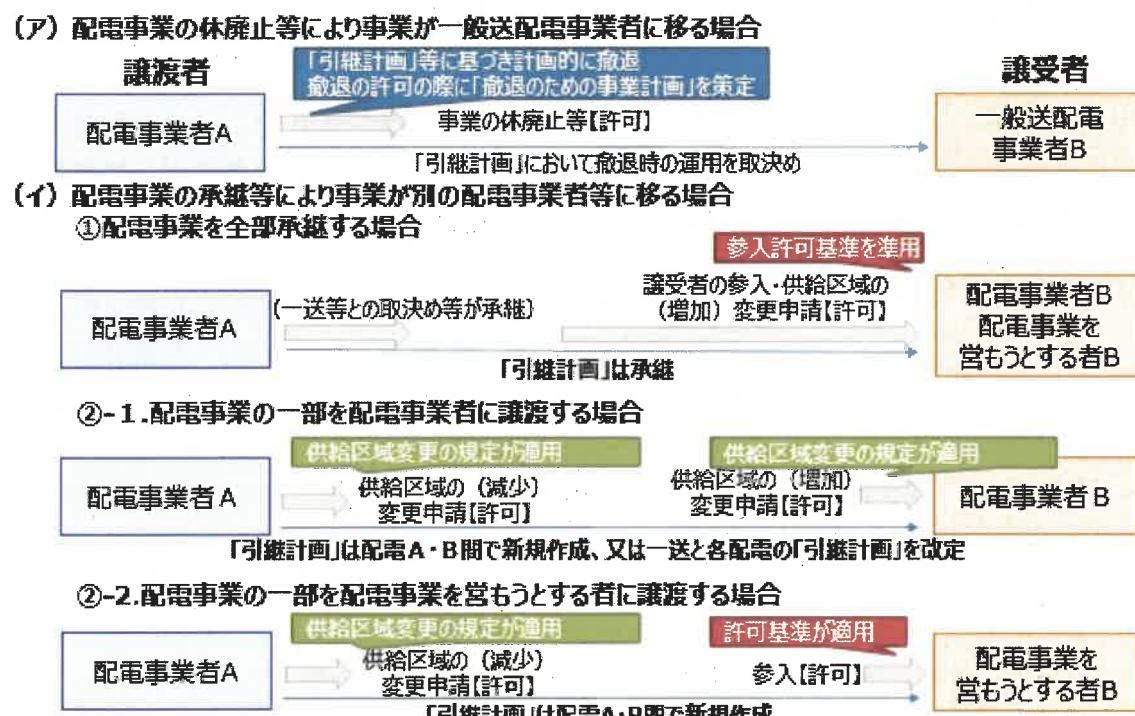


図 17 配電事業者の撤退パターン

(撤退時に一般送配電事業者以外に引き継ぐ場合)

配電事業者が事業から撤退する場合のうち、同一エリアの一般送配電事業者以外に事業を引き継ぐ場合（図 17（イ）配電事業の承継等により事業が別の配電事業者等に移る場合）としては、配電事業を他者に全部承継する場合、配電事業の一部を配電事業者に譲渡する場合等が考えられる。これらは、承継又は譲渡に当たり、譲受者の適切性等を審査することが必要となる。

配電事業を他者に承継（全部譲渡）する場合について、改正電気事業法では、経済産業大臣の認可が必要となっている。この際の認可基準は、参入時の許可基準を準用し、国は譲受者の適切性等を審査することとすべきである。なお、一般送配電事業者と撤退する配電事業者の間で作成された「引継計画」等については、この場合、譲受者に引き継がれることとなる。

また、配電事業の一部を譲渡する場合については、改正電気事業法では、譲渡者の供給区域の減少や、譲受者の供給区域の増加について、経済産業大臣の変更許可が必要となっている。この際の変更許可基準は、参入時の許可基準を準用し、国はそれぞれの変更の適切性等を審査することとすべきである。なお、譲受者が既に他の供給区域で配電事業を行っている配電事業者ではなく、新たに配電事業に参入しようとする者の場合は、国は、配電事業に参入しようとする譲受者について、参入許可等の審査を行うこととなる。

(又貸しと再譲渡の留意点)

改正電気事業法では、一般送配電事業者から配電事業者への設備の譲渡又は貸与だけで

はなく、配電事業者等から他の配電事業者への設備の譲渡又は貸与（一般送配電事業者が貸与した設備の又貸しや再譲渡を含む。）も想定されている。

この際、配電事業が円滑に引き継がれるためにも、譲渡又は貸与を行う両者間で、「引継計画」が策定されていることは重要である。一方で、「引継計画」には、事業実施期間中の設備の適切な運用、撤退に備えた取決め等についても記載することから、一般送配電事業者が貸与した設備の又貸しや再譲渡された場合に、借受者・譲受者たる配電事業者が撤退する場合であっても、円滑に一般送配電事業者等に対して引継ぎ（返却）が行われることが重要である。このため、一般送配電事業者と借受者・譲受者たる配電事業者の両者間で「引継計画」が策定されていることも同様に重要と考えられる。

このため、配電事業者が一般送配電事業者から「貸与」を受けた設備を、他の配電事業者へ貸与（又貸し）した場合は、賃借人の地位を移転させることで、借受者たる配電事業者と当該一般送配電事業者による直接の貸借に整理し、「引継計画」を作成<sup>57</sup>すべきである。

一方で、配電事業者が一般送配電事業者から「譲渡」を受けた設備を、他の配電事業者へ譲渡（再譲渡）した場合は、設備を貸与（又貸し）した時のように貸借関係の整理はできず、譲受者たる配電事業者と当該一般送配電事業者には直接の譲渡関係が無いことから、両者間で「引継計画」を作成することは困難である。このため、譲渡者たる配電事業者が、一旦、一般送配電事業者に設備を引き継いだ（返却）<sup>58</sup>上で、改めて、当該一般送配電事業者から譲受者たる配電事業者に譲渡（再譲渡）を行い、譲受者たる配電事業者が一般送配電事業者と共同して「引継計画」を作成することとする。

#### （配電事業のモニタリング）

配電事業者が撤退する場合は、「引継計画」等に基づき計画的に撤退が行われることが基本であるが、配電事業者が、撤退すべき経営状況等であるにもかかわらず、撤退がなされないことや、特に財務面と設備管理面が悪化することにより十分な準備期間のない撤退が行われることは、需要家への影響や当該地域の安定供給の維持に支障を生じることが懸念される。

そのため、財務面については、配電事業者を含む電気事業者には、電気事業法で、毎事業年度終了後に、財務諸表を経済産業大臣に提出する義務が課せられており、これにより毎期の財務状況の確認が可能であると考えられる。より具体的には、電気事業会計規則にて一般送配電事業者と同様の財務諸表の作成を求め、各事業年度終了後3ヶ月以内の提出を求めることがすべきである。また、配電事業者は、料金制度専門会合において「配電部

<sup>57</sup> 借受者たる配電事業者と一般送配電事業者が「引継計画」を策定することを確実にするために、配電事業者が一般送配電事業者から設備の「貸与」を受けて事業を開始する場合は、両者が共同して作成する「引継計画」に、①又貸しする際の条件（管理方法や「撤退時に備えた取決め」等）は、貸与された際の条件と原則として一致させること、②又貸しによる引継ぎ終了後、遅滞なく、賃借人の地位の移転を行い、借受者たる配電事業者と一般送配電事業者による「引継計画」の策定等の必要な手続きが行われるようにすること、が記載されていることを条件とし、国がその内容を確認する。

<sup>58</sup> 配電事業者が一般送配電事業者から設備の「譲渡」を受けて事業を開始する場合は、両者が共同して作成する「引継計画」に、当該設備の再譲渡（転売）の禁止について取り決めておくこととし、国はその内容を確認する。

門収支計算書」等の様式作成及び公表を義務付けることとされた。さらに、同一エリアの一般送配電事業者の託送料金が変更される度<sup>59</sup>に、国が託送料金の算定根拠について報告徴収を行った上で、料金水準を審査することとされた。このため、これらの仕組みによって、配電事業者の財務状況をモニタリングしていくべきである。

また、設備管理面では、配電事業者が撤退する場合、他の事業者への承継等を選択しない限り、一般送配電事業者が当該設備を引き継ぐこととなるため、一般送配電事業者が「引継計画」等に則って適切に設備の維持運用がなされているかを確認することが適当であり、保安規定で定める頻度を目安に、配電事業者の設備管理の状況をモニタリングしていくこととする<sup>60</sup>。

#### (保証金の設定)

一般送配電事業者は、配電事業者に対して、設備管理面からモニタリングを実施していくこととしているが、モニタリングの結果として設備保全が不適切であり、一般送配電事業者からの指摘後も改善がみられない場合には、需要家への安定供給に影響が及ぶおそれがある。

このため、「引継計画」において「保証金」<sup>18 61</sup>を設定し、あらかじめ積立てをしておくことが有効な対策と考えられるが、「保証金」を充当して保全を行った場合には、充当により減少した分の積み増しを行うこととし、万が一、財務状況の悪化等によりこの積み増しを行えない場合は撤退の申請を行う旨を「引継計画」に記載することとすべきである<sup>62</sup>。なお、これらによって、配電事業者が撤退した後については、一般送配電事業者が設備を引き継いで維持・運用を行うこととなる。

#### ⑨電力広域機関において定めるべきルール及びシステム

配電事業者の参入に伴い、電力広域機関で定めるルール等について見直し等を行う必要

<sup>59</sup> レベニューキャップ制度の導入以降は、少なくとも5年に一度は一般送配電事業者の託送料金が変更されると考えられるが、この際に配電事業者との間の譲渡価格、貸与価格の見直しが行われるべきである。

<sup>60</sup> これに加えて、配電事業者から一般送配電事業者に対しては、改正電気事業法に基づく電気工作物の台帳の共有もなされることから、設備台帳から入手できる情報に基づくモニタリングが併せて実施されることも重要だと考えられる。

<sup>61</sup> 「保証金」については、あらかじめ設備の規模等に応じた金額を定めることを基本とする。一般送配電事業者は、モニタリングなどを通じて、配電事業者が撤退し、一般送配電事業者が当該設備を引き継ぐ（返却される）際に、「保証金」を上回る費用負担が生じないように運用することが必要である。一方で、「保証金」の額が大きすぎると、配電事業への参入のディスインセンティブになることも踏まえ、一般送配電事業者による設備のモニタリングが行われることを前提に「保証金」の額を設定することが重要である。また、一般送配電事業者が配電事業者へ出資等をしている場合は、当該一般送配電事業者による配電事業者の経営や設備管理等への関与、実効性が高いモニタリングの実施が可能であると考えられることから、これらも考慮して「保証金」の額を設定することが適当である。

<sup>62</sup> 「保証金」を充当せず、「引継計画」に従った撤退の申請が行われない場合には、改正電気事業法第27条の12の12第5項による勧告の対象になり、当該勧告に従わない場合には改正電気事業法第27条の12の13が準用する第27条第1項による業務改善命令の対象となり、さらに命令に従わない場合には、改正電気事業法第27条の12の8第2項による事業の許可取消しの対象となる。

がある。本小委員会では、電力広域機関で定めるルールのうち、供給計画や系統アクセス業務に係る規定など、主に見直しが必要であると考えられるルール等について、以下のとおり整理した。

#### (供給計画)

配電事業者が策定する「供給計画<sup>63</sup>」には、一般送配電事業者と同様の項目を求めつつ、少なくとも以下の事項を盛り込むこととする。

- ・配電事業エリア内の需要想定及び供給力見通し<sup>64</sup>
- ・配電線路等の整備計画（使用電圧が6kV以上の電線路、又は最上位電圧の電線路）
- ・電源計画（BG分の供給、調整力確保）

#### (系統アクセス業務)

接続に関する申込みがあった場合は、配電事業者が、①自らのエリア内の接続検討を行うとともに、②上位系統を維持・管理している一般送配電事業者に接続検討の申込み等を依頼し、③その結果を、連系希望者に対して回答することを基本とする。なお、当面、この業務については一般送配電事業者に委託することも考えられる。

また、配電事業者が自エリア内の需要の増減等に応じて、配電系統の増強や更新、系統運用の高度化に伴う設備の合理化（ダウンサイ징）を行う際は、一般送配電事業者に事前に通知が必要である。

#### (需給計画)

配電事業者も、需給計画を電力広域機関に提出することを基本<sup>65</sup>とする。なお、当面は、想定需要とバックアップ電源のリストを提出するなど、簡易的な手法について、電力広域機関において検討することとする。

#### (作業停止調整)

配電事業者は、一般送配電事業者の作業停止調整のプロセスに基づきメンテナンスを行うことが基本である。

このため、設備の停止手順等について、相互の意思疎通を確実に担保するため、手順や手順の詳細を具体化していくことが必要である。

<sup>63</sup> 配電事業者は配電事業エリアの供給計画を作成・届出、一般送配電事業者は、配電事業エリアも含めたエリア全体の「供給計画」を作成・届出することとすべきである。

<sup>64</sup> 供給力見通しの把握に必要な情報については、一般送配電事業者又は電力広域機関が配電事業者に提供することとする。

<sup>65</sup> 配電事業者が自ら業務を行うに当たり、配電事業者からの計画提出を受け付けるシステムや、その他配電事業者の存在を前提としたシステム・市場設計など、中長期的な課題の整理をしていく必要がある。このため、各BGについても、当面の間、配電事業者の供給区域で独立したBGを組成することはせず、当該配電事業者を包含する一般送配電事業者の供給区域におけるBGに包含して運用すべきである。

## ⑩一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム

配電事業者の参入に伴い、一般送配電事業者と配電事業者との間の契約等により対応が必要な業務がある。本小委員会では、主に対応が必要な、系統管理や需給管理、周波数調整などの事項について、以下のとおり整理した。<sup>66</sup>

### (系統管理)

系統管理業務については、一般送配電事業者と一体的に運用を行う必要性が高い業務と考えられる上に、配電事業者が、現に一般送配電事業者の配電自動化システムの対象設備の一部の貸与を受ける場合も考えられることから、一般送配電事業者に委託することを基本とする。なお、一般送配電事業者の系統管理に支障を来さないよう、その業務範囲等について合意している場合等については、配電事業者が自ら行うことを妨げない。

### (需給管理・周波数調整)

配電事業エリアと一般送配電事業エリアの間では、平時には一定の潮流が存在し、両者が同期していることが基本と考えられ、需給管理や周波数調整業務については、より大きなエリアで調整することが合理的な場合もあると考えられることから、当面の間、これらの業務については、一般送配電事業者に委託することとする。<sup>65</sup>

また、需給管理業務は、非常用に確保しているバックアップ電源のリストを提出する等の簡易的な形で行うこと可能とする。

### (FIT 関連業務)

電力広域機関や他事業者のシステム対応や配電事業エリアで独立した BG 組成等が必要であることから、当面の間、一般送配電事業者に委託することが考えられる。<sup>65</sup>

### (スイッチング関連業務)

小売電気事業者等の業務やシステムへの影響等、様々な課題が考えられるため、当面の間、一般送配電事業者に委託することが考えられる。スイッチングが行われる際、小売電気事業者が需要家の供給地点が配電事業エリアに属するか否か照会できる仕組みが必要であるが、当面の間においては、国が公表する配電事業者の供給区域の情報を確認するとともに、必要に応じて、一般送配電事業者に対象地点が配電事業エリアに属するか否かを確認することとする。

### (精算・検針業務)

配電事業者は、税務を除く精算業務や、検針、計量値データ管理業務について、一般送配電事業者を経由した代理業務とすることが合理的となる場合が考えられるため、これら

<sup>66</sup>これらは、配電事業者が行うべき業務である。

の業務を一般送配電事業者に委託することを可能とする<sup>67・68</sup>。

なお、配電事業者が検針業務を行い、自ら小売電気事業者等に30分電力量等を提供する場合、小売電気事業者等への影響に配慮する必要がある。

#### (11) 小売電気事業者の業務に関する論点

配電事業者の参入に伴い、小売電気事業者においても対応が必要な業務がある。本小委員会では、主に対応が必要な、請求書等への託送供給料金相当支払金額の記載や、経過措置料金の対応について、以下のとおり整理した。

##### (請求書等への託送供給料金相当支払金額の記載)

需要家への電気料金の透明性の確保の観点から、「適正な電力取引についての指針」において、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましいとされている。一方で、一般送配電事業者と配電事業者の託送料金が異なる場合には、小売電気事業者の効率性を阻害することで、かえって需要家保護に反することも考えられる。このため、その周知方法について簡便な方法によることを認めることとする。その例として、請求書や領収書等において、一般送配電事業者の託送供給料金相当支払金額を記載しつつ、注釈等により、託送料金単価が異なる配電事業の供給区域や当該配電事業者の託送料金単価が分かるWebサイトのURL等を記載することが考えられる。<sup>69</sup>

##### (経過措置料金との関連論点)

改正電気事業法では、みなみ小売電気事業者は、経過措置料金の原価である一般送配電事業者や配電事業者の託送料金が変更となった場合は、認可ではなく届出によりその変更を経過措置料金に反映することができることとされた。この際、経過措置料金が総括原価方式を採用しており、一般送配電事業エリア又は配電事業エリアの原価が適切に反映されるべき<sup>70</sup>であることなどを踏まえ、配電事業者の託送料金の変更については、原則として、当該配電事業エリアの経過措置料金に反映する<sup>71</sup>こととする。

他方、特に制度開始当初においては、配電事業への参入事業者数や規模等の見通しが立

<sup>67</sup> 料金精算等業務を一般送配電事業者に委託する場合に、一般送配電事業者側に追加的に発生する費用（人件費、システム改修費等）については、委託費等により配電事業者が負担することが適当である。

<sup>68</sup> 2023年度に導入が予定されている発電側課金においても、一般送配電事業者を経由した代理業務とすることが合理的となる場合が考えられることから、小売側の託送料金の回収と同様に、一般送配電事業者を経由した代理業務として取り扱うことが適当である。

<sup>69</sup> 配電事業者は需要家向けの説明会等で、請求書等への託送供給料金相当支払金額の記載が簡便な方法となる可能性も含めて周知することが必要である。

<sup>70</sup> 経過措置料金に託送料金の値上げが反映されなかつた場合は、当該エリアの他の小売電気事業者が競争上不利になると考えられる。また、託送料金の値下げが反映されなかつた場合は、当該エリアの需要家の不利益になると考えられる。

<sup>71</sup> 配電事業者が託送料金を一般送配電事業者と比べて高く設定した際に、当該配電事業エリアに限らず、指定旧供給区域全体の経過措置料金に反映することは受益者負担の考え方には合わないため、適当ではない。仮に、みなみ小売電気事業者が、指定旧供給区域全体の経過措置料金の値上げを行おうとするときは、認可申請をすべきと考えられる。

ちにくく、多額のシステム改修を行い<sup>72</sup><sup>73</sup>、便益を上回る費用が需要家に転嫁されることにより、かえって需要家の不利益になることも心配される。このような観点から、合理性が認められる場合には、配電事業エリアの託送料金によらず周辺の一般送配電事業エリアの託送料金を基にした経過措置料金を設定することを認めたとした。

⑫参入許可申請、引継計画承認、託送供給等約款届出における申請書類及び申請内容

※ 配電事業制度の検討・整理に併せ、一般送配電事業者等に関する省令等についての技術的修正も行うこととした。

(参入許可時の申請書類)

配電事業者には、一般送配電事業者と同等の法的義務が課せられていることから、配電事業の参入許可申請書類は、一般送配電事業の参入許可申請書類に倣う<sup>74</sup>こととした。

そのため、本小委員会では、配電事業の許可基準への適合性を確認するための書類として、事業実施の確実性の観点からは「事業計画書」等、経理的基礎の観点からは「事業収支見積書」等、技術的能力の観点からは「電気工作物の概要」、「送配電関係一覧図」等の提出を求めることとした。

その上で、これまでの本小委員会での議論等を踏まえ、配電事業固有の申請内容としては、「事業計画書」<sup>75</sup>において、自治体・需要家等への説明等の実績、将来的に一般送配電事業者等への委託によらず自ら技術的能力を獲得していく見通し等を記載することとした。

さらに、参入から撤退までにわたる事業計画の確実性等を判断する観点から、原則、引

<sup>72</sup> みなし小売電気事業者の指定旧供給区域において、配電事業者が参入し、独自の託送料金メニューを設定する場合、当該指定旧供給区域において、複数の託送料金メニューが運用されることとなり、みなし小売電気事業者にシステム改修や需要家への説明等のコストが発生する。当該コストは、制度対応に必要な費用であり、指定旧供給区域内のどの地域の需要家も配電事業ライセンス導入による受益者となり得ることを踏まえると、当該システム改修費用等については、みなし小売電気事業者が供給義務を負うエリア全体で負担する（経過措置料金の原価に算入する）ことが妥当である。なお、システム対応に係る値上げは、認可申請の対象となる。

<sup>73</sup> みなし小売電気事業者が、料金徴収を合理的に実施するために、料金の代理徴収等の業務を配電事業者に委託することは可能である。ただし、配電事業者はみなし小売電気事業者からの委託を引き受ける場合は、他の小売電気事業者からの委託も拒むことはできない。

<sup>74</sup> 一般送配電事業者の申請書類は、他社から設備の譲渡又は貸与を受けることを想定しておらず、設備を工事等により新設することを念頭に置いている。そのため、配電事業の参入許可申請書類については、一般送配電事業者等の他者から設備の譲渡又は貸与を受ける場合などを想定して修正を行うことが必要である。また、配電事業の参入許可申請時点では、設備の所有者のセキュリティポリシーに抵触するなどの理由で十分情報が入手できない可能性があることや、当該設備が既に運用実績を有していること等にも留意し、技術的能力があること等の許可基準への適合の確認については、入手可能な情報等を基に、許可基準への適合を確認できる範囲において、概要等の記載で代用することとする。

<sup>75</sup> 一般送配電事業や送電事業の参入許可申請書類における「事業計画書」については、許可申請時点において設備を保有していることを想定していないため、設備の概要を記載する箇所はなく、工事に関する計画等を中心に記載する様式となっている。配電事業においては、設備を取得する方法が工事に限らず、一般送配電事業者等から譲渡・貸与されるという方法もあるため、配電事業の「事業計画書」においては、一般送配電事業者と送電事業者の様式に倣いつつ、工事の計画の他、一般送配電事業者等から譲渡・貸与される設備の概要を記載する項目を追加する。なお、参入許可申請時においては、一般送配電事業者から入手できる情報である「配電系統図等、高圧の配電線（6 kV以上の電線路等）に関する情報」等からの記載を求めるとしている。

継参入の場合<sup>76</sup>は「引継計画要旨」、白地参入の場合は「撤退時取決書」等の提出を求め、加えて「託送供給等約款の記載方針」の提出も求めることとした。

なお、白地参入の場合は、「引継計画」を作成する義務がないことから、災害時等において協力が必要となる自治体との連携体制等については、参入許可申請時に「配電事業遂行体制説明書」で内容を確認することとした。

#### (引継計画の記載事項)

これまでの本小委員会及び料金制度専門会合での議論等を踏まえ、「引継計画」には、安定供給確保の観点及び適正価格による譲渡・貸与を確保する観点（クリームスキミング防止の観点を含む。）より、以下の事項を記載すべきとした。

安定供給確保の観点からは、自治体・需要家等への説明等の実施、対象設備及びその維持・運用に係る情報、対象区域の電源及び需要に係る情報、一般送配電事業者による技術的協力の内容<sup>77</sup>、保安の責任主体・分担、災害時の連携に係る情報、配電事業者の撤退に備えた取り決め等を記載することとした。

適正価格での譲渡・貸与の確保の観点からは、価格等及びその他価格等の算定に必要な情報を記載すべきである。例えば、貸与価格等を算定する際の収入や運用費用の見込み金額と実際の費用の差額の帰属方法、配電事業者による効率化の成果の帰属方法（配電事業者が留保できる仕組み）、上位系統の増強回避等に寄与する取組を行った際の貸与価格等への反映方法等が含まれると考えられる。

#### (託送供給等約款)

配電事業者の「託送供給等約款」は、事業実施期間中の託送料金などの供給条件が適切かつ明確であることが必要である。託送供給等約款の変更命令基準に抵触しない内容にて届出を行っていれば、当該約款に基づき事業を実施することが可能となる。

#### ⑬「分散システム導入プラン（仮称）」の内容

本小委員会及び料金制度専門会合での議論を踏まえ、「分散システム導入プラン（仮称）」については、本制度の導入効果を最大化する観点から、分散システム導入の意義や配電事業やそれ以外の分散システム導入の手引きとしての要素を盛り込んだ内容とした。

具体的には、分散システム導入の意義として、2050年のカーボンニュートラルの実現やレジリエンスの向上に向けて分散システムが果たす役割、導入により期待される効果、目指すべき方向性等について記載する。加えて、これまでの分散システムの導入実績や、配

<sup>76</sup> 引継参入の場合であっても、一般送配電事業者又は一般送配電事業者との「引継計画」がある配電事業者からの引継ぎでない場合（特定送配電事業者からの引継ぎを含む）は、「撤退時に備えた取決め」については、原則として白地参入の場合の整理に倣うこととする。一方で、自治体等への説明等については、「引継計画要旨」に記載することとする。

<sup>77</sup> 白地参入の場合、「配電事業遂行体制説明書」において、事業開始時における一般送配電事業者等への委託内容を記載することとする。

電事業制度の導入の背景についても記載する。

配電事業参入の手引きとして、配電事業参入に当たっての事前準備（必要な情報の取得<sup>78</sup>、自治体・需要家等への説明等）、配電事業者の申請（参入許可、引継計画承認<sup>79</sup>、託送供給等約款届出<sup>80</sup>等）、配電事業の運用、設備の譲渡価格・貸与価格・委託料等の算定方法<sup>81</sup>、託送料金等の設定方法等を記載する。また、配電事業に限らない分散システム導入の手引きとして、分散システムの各種ライセンスの違い、導入・運営上の留意点等を記載する。

その他、参考情報として、配電事業者が遵守すべきガイドライン一覧や配電事業に資する他の制度についても掲載することが考えられる。

#### ⑭ 許可の申請時における基本的なフロー

改正電気事業法においては、配電事業者を含む電気事業者は電力広域機関に会員として加入しなければならないとされているため、配電事業を営もうとする者は、許可申請前に、電力広域機関の会員に加入する手続が必要となる。

また、配電事業を営もうとする者は、配電事業の許可を受ける前から、情報の目的外利用の禁止等を前提に、一般送配電事業者から許可申請に必要な情報提供を受けることができるとしている。

配電事業の許可申請に当たっては、必要な申請書類を国に提出し、許可審査を受ける。配電事業の許可後は、一般送配電事業者より詳細な情報提供を受け、譲渡価格・貸与価格等の検討を進めることができ、許可申請時に提出した「引継計画要旨」、「託送供給等約款の記載方針」の内容を踏まえ、「引継計画」や「託送供給等約款」を作成し、「引継計画」の承認申請や「託送供給等約款」の届出を実施する。

配電事業者は、事業開始に当たり、関係事業者が対応するのに十分な期間<sup>82</sup>を確保して「託送供給等約款」を公表しなければならない。

<sup>78</sup> 配電事業の参入許可申請等に必要な情報について、情報の目的外使用の禁止を含む秘密保持契約等を締結した上で、一般送配電事業者から、参入許可の申請準備段階及び参入許可取得後において必要な情報提供（P. 26-27 参照）を受けられることを「分散システム導入プラン（仮称）」に明記する。

<sup>79</sup> 「保証金」の金額の設定方法については、その考え方を「分散システム導入プラン（仮称）」に明記する。

<sup>80</sup> 配電事業者の託送料金体系については、配電事業エリア内の発電や需要の規模や特性、地域のニーズ等により様々なパターンが考えられるため、考えられる事例について、「分散システム導入プラン（仮称）」に明示していくことが分散型グリッドの推進に資するとされた。

<sup>81</sup> 配電事業者が上位系統の設備増強回避等に寄与する取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブについても配慮した記載とすることとされた。

<sup>82</sup> 現行的一般送配電事業者の規定では、届出の 10 日前までに公表しなければならないこととされているが、配電事業者の「託送供給等約款」の内容が一般送配電事業者と異なる場合があることを踏まえると、小売電気事業者の十分な対応期間を確保する必要があることから、実施の 3 ヶ月前とすることとする。

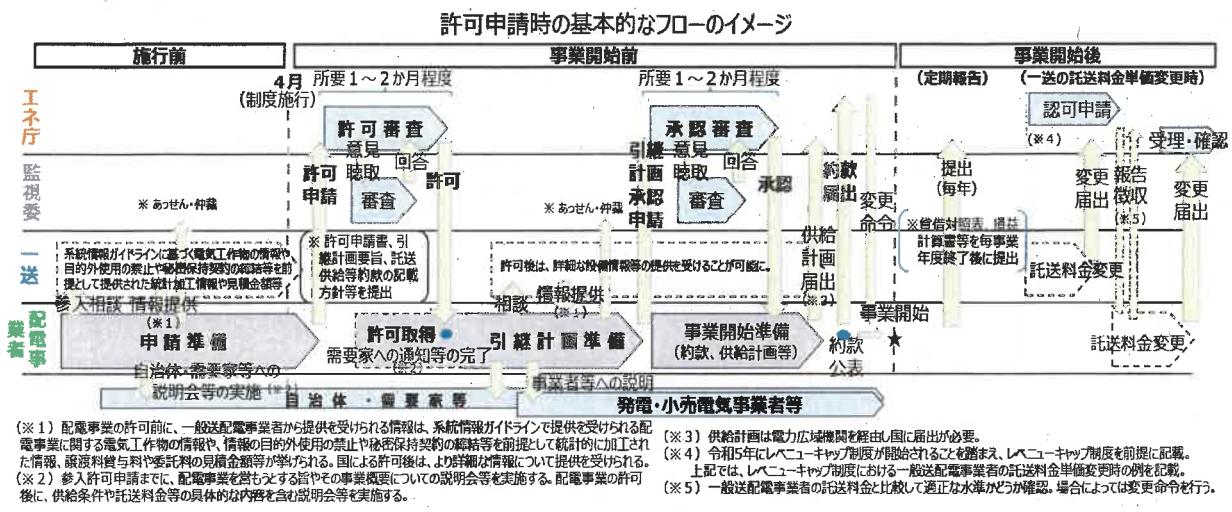


図 18 許可申請時の基本的なフローのイメージ